

さいたま市議会 告示番号	さいたま市議会告示名	公布年月日
さいたま市議会 告示第11号	さいたま市議会公印規程の一部を改正する告示	令和6年11月1日

さいたま市議会告示第11号

さいたま市議会公印規程の一部を改正する告示

さいたま市議会公印規程（平成13年さいたま市議会告示第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(公印の使用) 第6条 [略] <u>2 公印を使用したときは、使用した日、使用した所属名、使用した文書名その他の保管者が必要と認める事項を記録しなければならない。ただし、記録しないことについてやむを得ない理由があると保管者が認めるものは、この限りでない。</u> <u>3</u> [略]	(公印の使用) 第6条 [略]  <u>2</u> [略]

附 則

この告示は、公布の日から施行する。